

事 務 連 絡

令和2年10月7日

各高齢者施設等管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の留意点について

日頃は、高齢者福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護従事者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のために御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

本県では、令和2年4月14日の「香川県緊急事態」宣言を行い、同月15日付け2長寿第6554号において、「職員の過去2週間の感染拡大地域との往来の有無を御確認の上、必要に応じて自宅待機などの対応をとっていただく」よう依頼しておりましたが、その後、特措法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県で解除され、本県においても「香川県感染警戒宣言」を経て5月26日には「感染予防対策期」に移行し、同月28日付け2長寿6554号において依頼の見直しを行いました。

県としては、それ以降、県外への移動などを理由とする一律の自宅待機を求めておりませんが、念のためお知らせします。

各高齢者施設等におかれましては、それぞれの実情に応じて必要な感染症対策を講じていただきますようよろしくお願い申し上げます。

香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ TEL 087-832-3266 在宅サービスグループ TEL 087-832-3274
---